

# 第1期人吉市自殺対策計画

～「笑顔あふれる人吉」の実現を目指して～



平成31年3月  
人吉市

## はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人前後の高水準で推移していましたが、国全体での様々な取組の結果、平成22年より3万人を下回り、減少傾向にあります。この傾向は本市においても同様ですが、今なお市内で年間10人近くの方が尊い命を自ら亡くされているという憂慮すべき事実を、私たちは重く受け止めねばなりません。

自殺は、健康上の問題や経済的な問題など様々な要因が複合的に作用して起こると言われており、個人の自由な意思や選択の結果によるものではなく、その多くは社会的要因によって追い込まれた末の死と考えられています。従って、自殺に結びつく様々な要因を認識・分析し、効果的な対策を実施することで、防ぐことのできる問題でもあります。

我が国では平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。また、平成24年8月の大綱の見直しでは、国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策のさらなる取組が進められています。熊本県でも、「第2期熊本県自殺対策推進計画」（平成30年3月）を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本」の実現を目指した取り組みを推進しています。

本市におきましては、市民の悩みや困り事に対し、普及啓発及び各種相談窓口を設置し対応してまいりましたが、このたび、地域の課題を踏まえ今後の自殺対策の方向性を示す「第1期自殺対策計画」を策定いたしました。

今後は、この新たな計画の達成に向けて、市民や地域、学校、関係機関、団体と行政が一体となり、基本理念を基に、誰一人として自殺に追い込まれることのない「笑顔あふれる人吉」の実現を目指して自殺対策に総合的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際しましてご協力を賜りました人吉市地域福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民及び関係機関の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

人吉市長 松岡隼人

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨…………… P 1
- 2 計画の性格…………… P 1
- 3 計画の期間…………… P 1

## 第2章 人吉市における自殺の現状

- 1 自殺者数の推移…………… P 2～3
- 2 自殺死亡率の推移（平成21年～29年）…………… P 4～5
- 3 男女別（平成21年～29年）…………… P 6
- 4 年代別（平成21年～29年）…………… P 7～8
- 5 同居人の有無（平成21年～29年）…………… P 9
- 6 職業別（平成21年～29年）…………… P 10
- 7 原因・動機別（平成21年～29年）…………… P 11
- 8 場所（平成21年～29年）…………… P 12
- 9 手段（平成21年～29年）…………… P 13
- 10 未遂歴の有無（平成21年～29年）…………… P 14

## 第3章 自殺対策の方向性

- 1 基本理念…………… P 15～16
- 2 基本的な考え方…………… P 16～17
- 3 目標…………… P 17～18
- 4 施策体系…………… P 19

## 第4章 自殺対策の取組み

- 1 普及啓発の推進…………… P 20
- 2 自殺対策に係る人材の育成…………… P 21
- 3 自殺リスクの低減…………… P 21～22
- 4 子ども・若者の自殺対策の推進…………… P 22
- 5 県その他の関係機関等との連携…………… P 23

## 第5章 推進体制

- 1 推進体制…………… P 23

☆☆人吉市各課の取組み…………… P 24～28

資料編…………… P 29～34

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人前後の高水準で推移していました。

平成18年の自殺対策基本法の成立以降、さまざまな取組みの成果もあり、平成23年以降はわずかに減少傾向にあります。

しかし、国際的に見ても、その死亡率は高く、依然、深刻な状況にあります。

平成28年4月、自殺対策基本法の改正があり、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が謳われました。

本市においても、地域の課題を踏まえ、今後の自殺対策の方向性を示す「人吉市自殺対策計画」を策定することとしました。

## 2 計画の性格

この計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、市民が健康で生きがいを持って暮せる社会の実現を目指し、計画的かつ効果的に自殺対策を実施するため、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等の様々な分野の機関や団体がそれぞれに役割を担いながら、連携、協力して取り組んでいくための計画です。

### 計画の法的根拠

自殺対策基本法第13条では、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」とされており、本計画は、同法に規定する「市町村自殺対策計画」として策定します。

## 3 計画の期間

平成31年度(2019年度)～2023年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向も踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

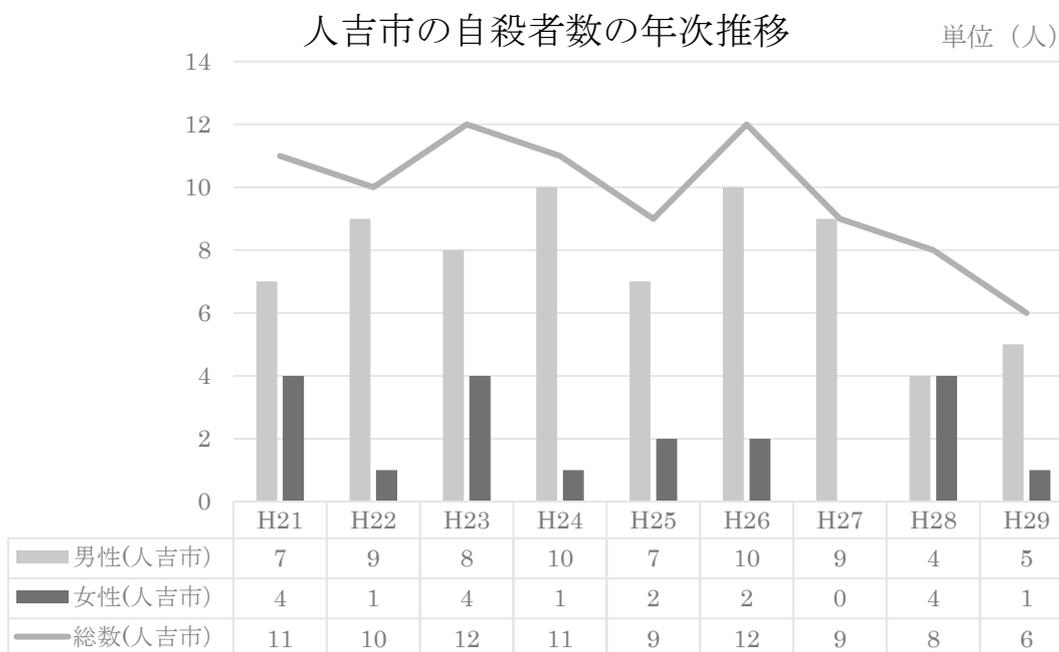
## 第2章 人吉市における自殺の現状

人吉市の自殺の状況は、以下のようになっています。

### 1 自殺者数の推移

#### ①人吉市の自殺者数の推移（平成21年～29年）

（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）



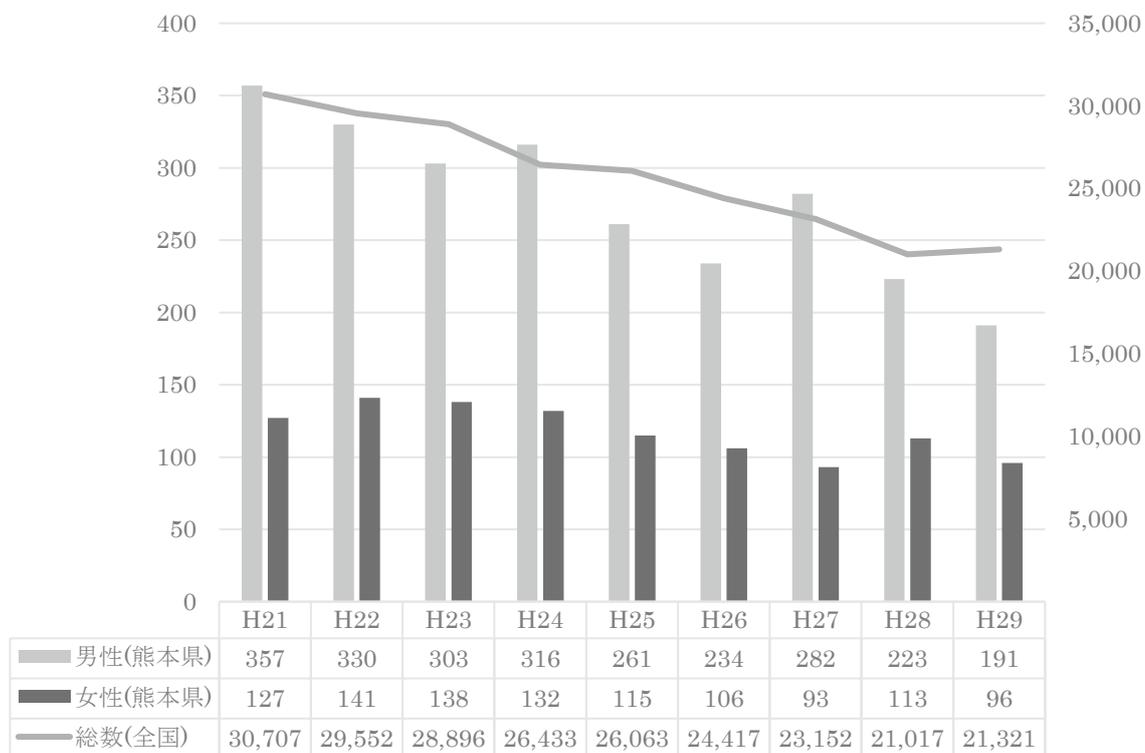
人吉市では、9年間で88人の方が自殺で亡くなっています。性別では、男性69人、女性19人が自殺で亡くなっており、男性の自殺者数は、女性の自殺者数の3.5倍以上です。自殺者の総数の最大値は、平成23年と平成26年の12人となっており、最小値は平成29年の6人となっています。

平成26年以降、自殺者の総数は減少傾向にあります。

## ② 全国・熊本県の自殺者数の推移（平成 21 年～29 年）

（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

### 全国・熊本県の自殺者数の推移



熊本県では、平成 21 年から平成 29 年の 9 年間で、男性 2,497 人、女性 1,061 人が自殺により亡くなっています。

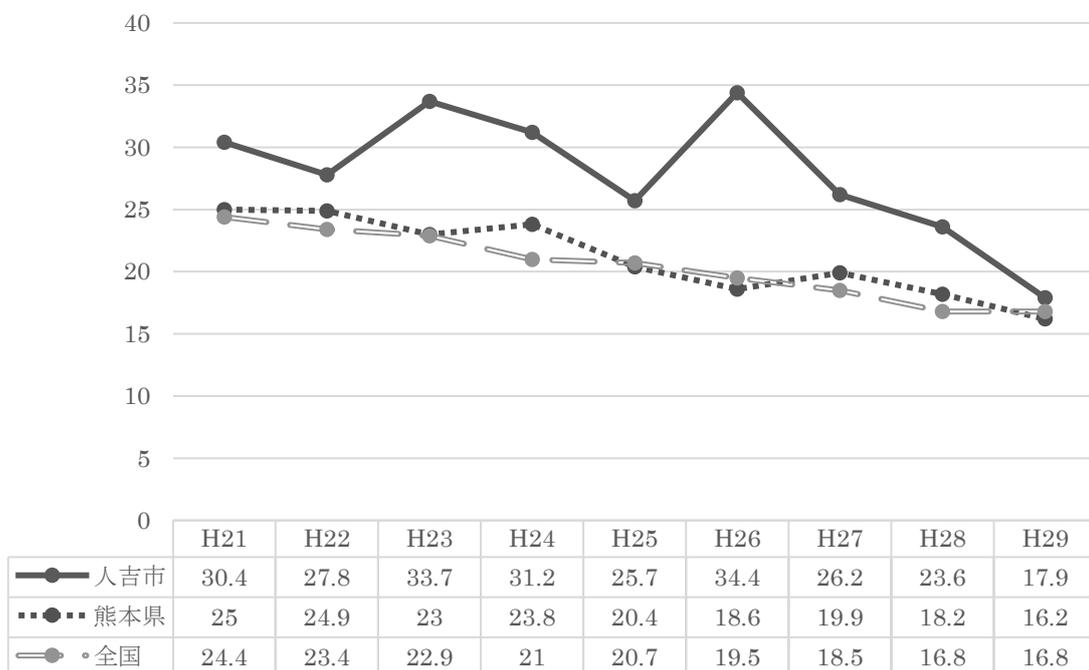
人吉市と共通して、自殺者の総数は年々減少傾向にあります。この減少傾向は全国の自殺者数の推移からも読み取ることができます。

## 2 自殺死亡率の推移（平成 21 年～29 年）

（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数を指します。人吉市・熊本県  
全国の自殺死亡率は以下のように推移しています。

自殺死亡率の推移



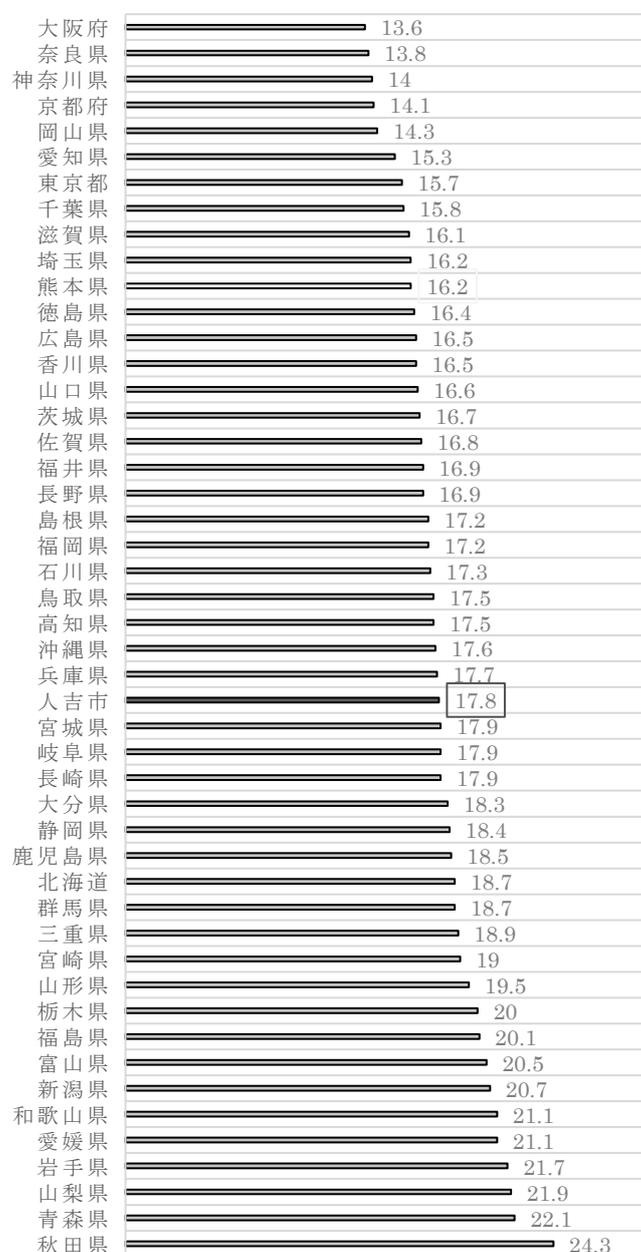
人吉市の自殺者の総数は一見すると少ないように思われがちですが、自殺死亡率で見ると、全国・熊本県と比べて、高く推移しています。

特に、平成 26 年では全国・熊本県と比べて 15 ポイントほど高くなっています。平成 26 年以降は自殺死亡率も減少の傾向が見えますが、全国・熊本県の自殺死亡率よりも高いことから、まだまだ油断できない状態であることがわかります。

下のグラフは、都道府県別の自殺死亡率です。都道府県別に比べてみると、最も自殺死亡率の高い県は秋田県となっています。また、最も自殺死亡率の低い県は大阪府となっています。

熊本県の自殺死亡率の高さを47都道府県の中で見てみると、37番目に高くなっています。また、人吉市の自殺死亡率を同じように見てみると、22番目に高い状況です。このように、人吉市は全国的にみても自殺死亡率が高いことがわかります。

## 平成29年県別自殺死亡率

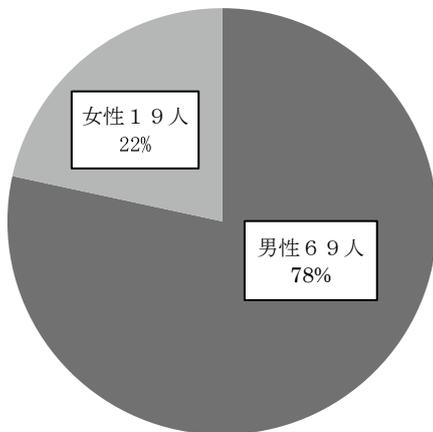


(厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より)

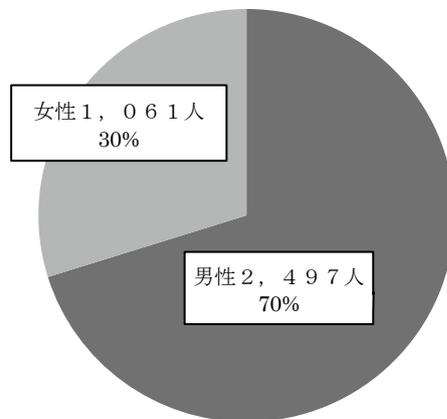
### 3 男女別（平成 21 年～29 年）

平成 21 年から平成 29 年までの人吉市・熊本県の男女別自殺者の割合は以下のようになっています。

人吉市の男女別自殺者数(H21～29年)



熊本県の男女別自殺者数(H21～29年)



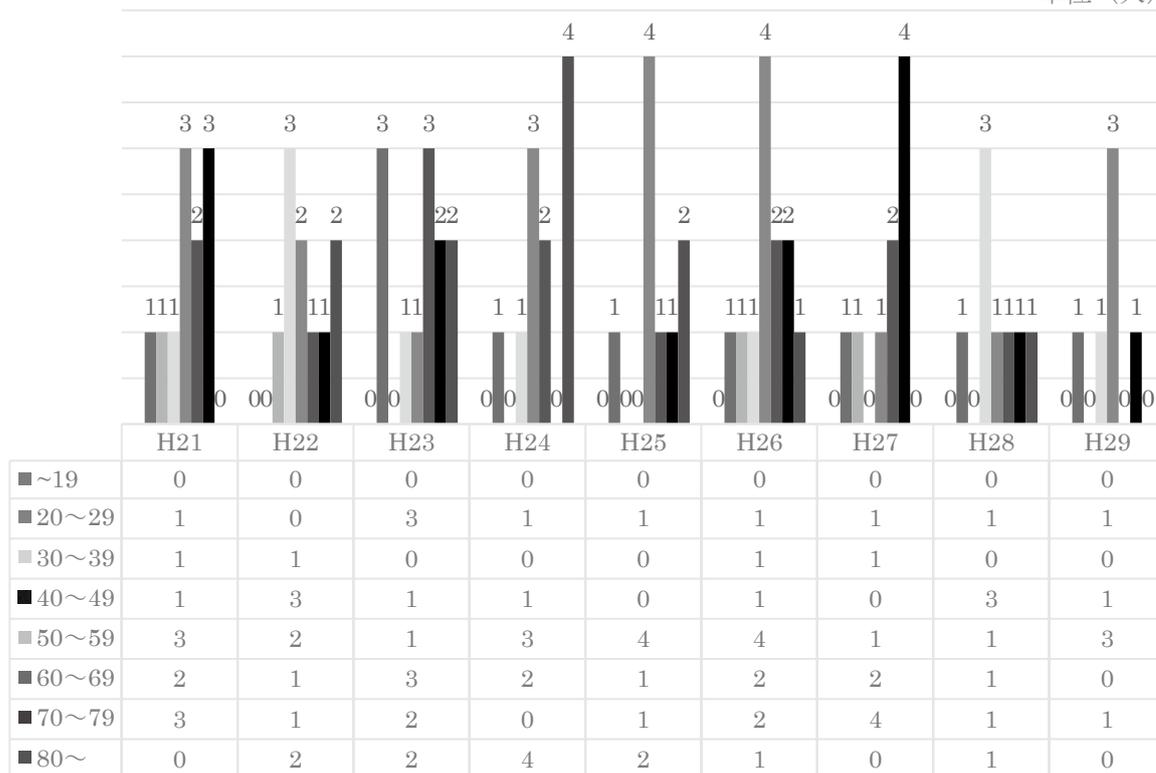
(厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より)

熊本県と比べると、女性の割合よりも男性の割合の方が高いということは共通していますが、熊本県での男女の割合が男性 70%、女性 30%となっているのに対し、人吉市では男性 78%、女性 22%となっており、男性の割合が、熊本県より高くなっています。

#### 4 年代別（平成 21 年～29 年）

### 人吉市年代別自殺者数の推移

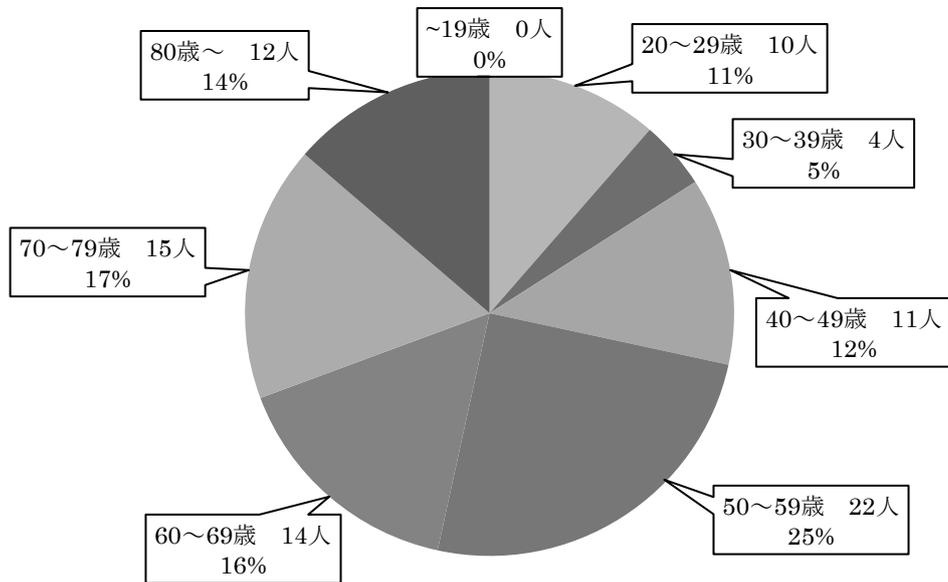
単位（人）



（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

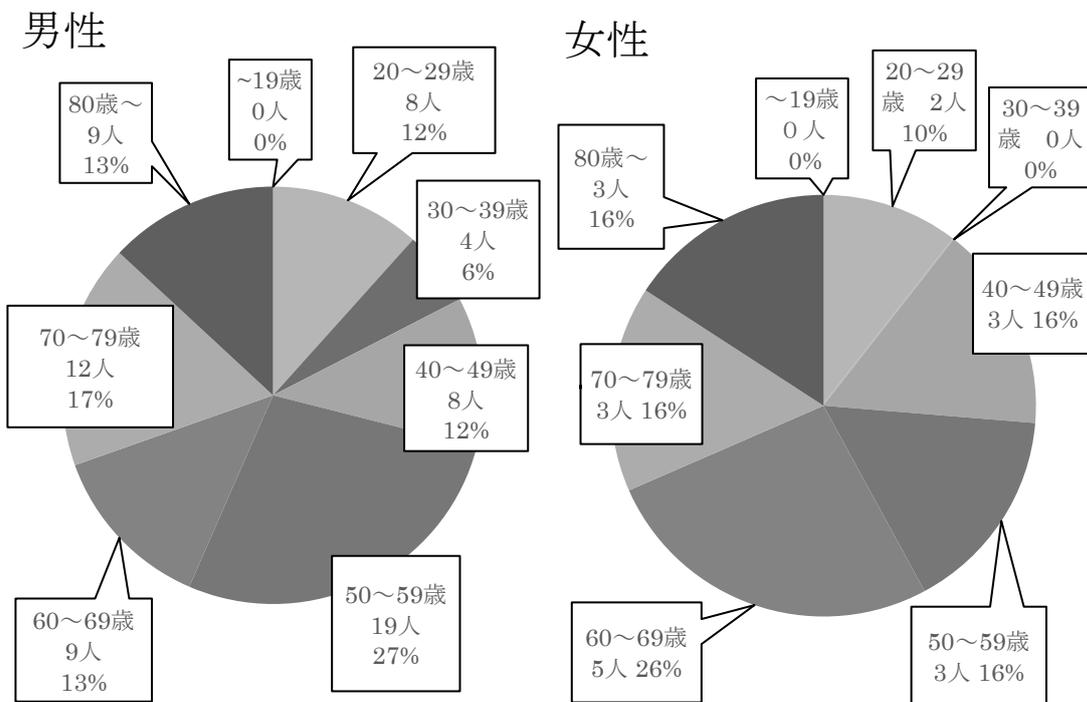
人吉市の年代別自殺者の特徴として、どの年度も40歳代以上の自殺者の割合が高いことがわかります。80歳代以上の自殺者が多いこと、また、未成年の自殺者が過去9年間で一人もいないことも大きな特徴であると考えられます。

## 年代別自殺者数の割合（平成21～29年）



上のグラフは、平成21年から29年における人吉市の自殺者総数を年代別に分類したものです。40代以上が84%を占めています。

この傾向は、男女別でも共通している傾向です。

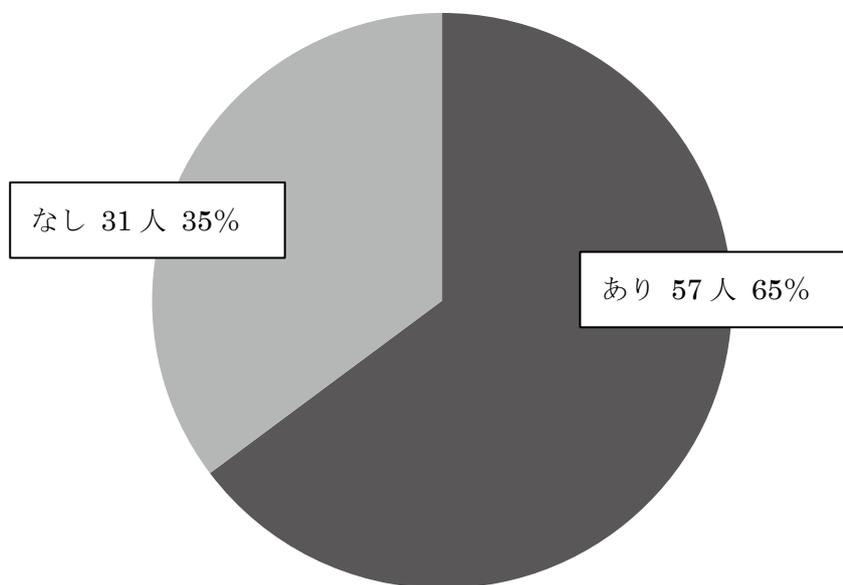


## 5 同居人の有無（平成 21 年～29 年）

単位（人）

同居人の有無	あり	なし	計
男	43	26	69
女	14	5	19
総数	57	31	88

### 自殺者の同居人の有無



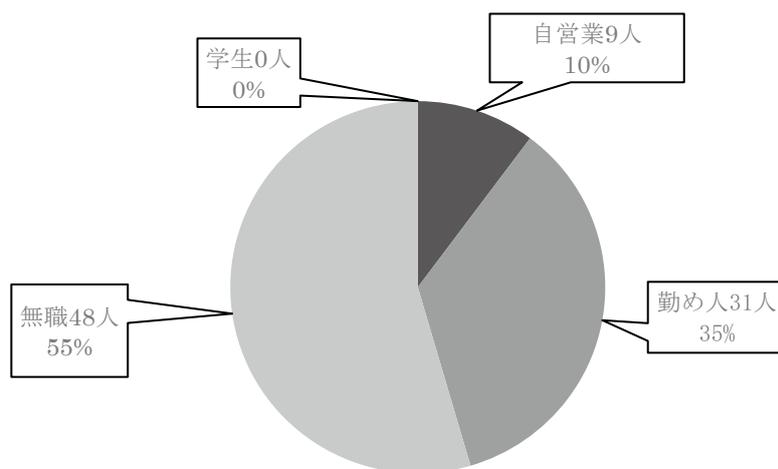
（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

自殺された方の65%は同居人がいます。自殺が発生すると、遺された人のこころは大きな影響を受けることがあります。遺された家族のこころのケアも重要な課題です。

## 6 職業別（平成 21 年～29 年）

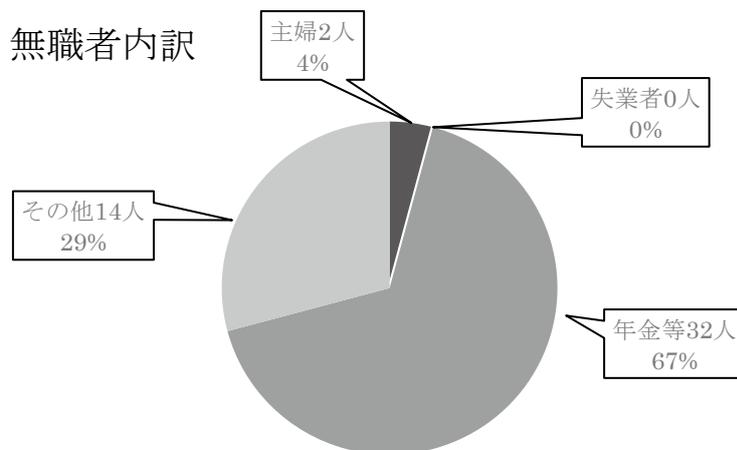
単位（人）

	自営業	勤め人	無職					不詳	計
			学生	無職者					
				主婦	失業者	年金等	その他		
総数	9	31	0	2	0	32	14	0	88

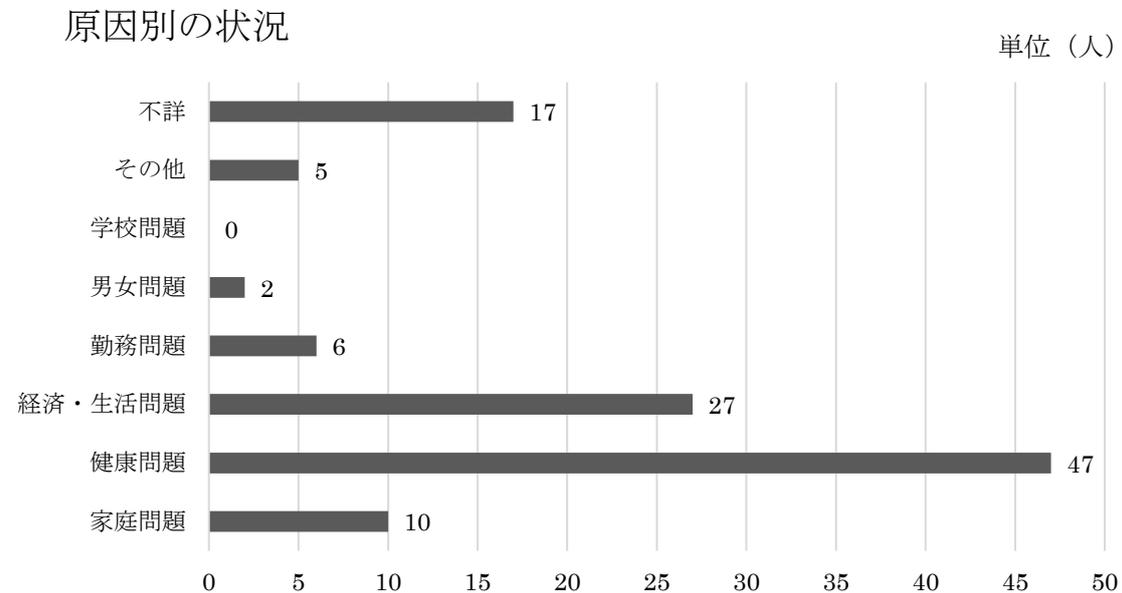


（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

人吉市における自殺者のうち 55%（48 人）が無職者であり、45%（40 人）が有職者であることがわかります。また、無職者の内訳は次のように、年金で生活されている方が最も多くなっています。



## 7 原因・動機別（平成 21 年～29 年）



（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

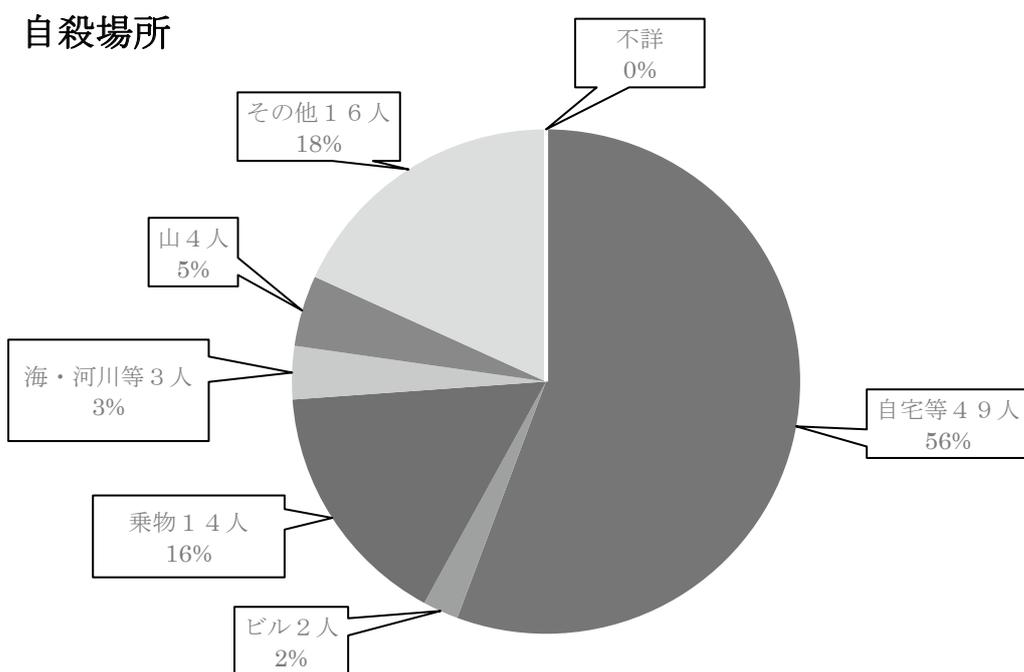
原因・動機が明らかなもののうち、その原因・動機が「健康問題」にあるものが 47 人と最も多く、次いで「経済・生活問題」の 27 人、「家庭問題」の 10 人の順になっています。この傾向は、平成 29 年の熊本県全体における自殺者の原因別の状況と同じ傾向となっています。

\*遺書等の自殺の裏付け資料により明らかに推定できる原因・動機を 3 つまで計上されているため、合計は自殺者数と一致しません。

## 8 場所（平成 21 年～29 年）

単位（人）

自殺の場所	自宅等	ビル	乗物	海・河川等	山	その他	不詳	計
総数	49	2	14	3	4	16	0	88



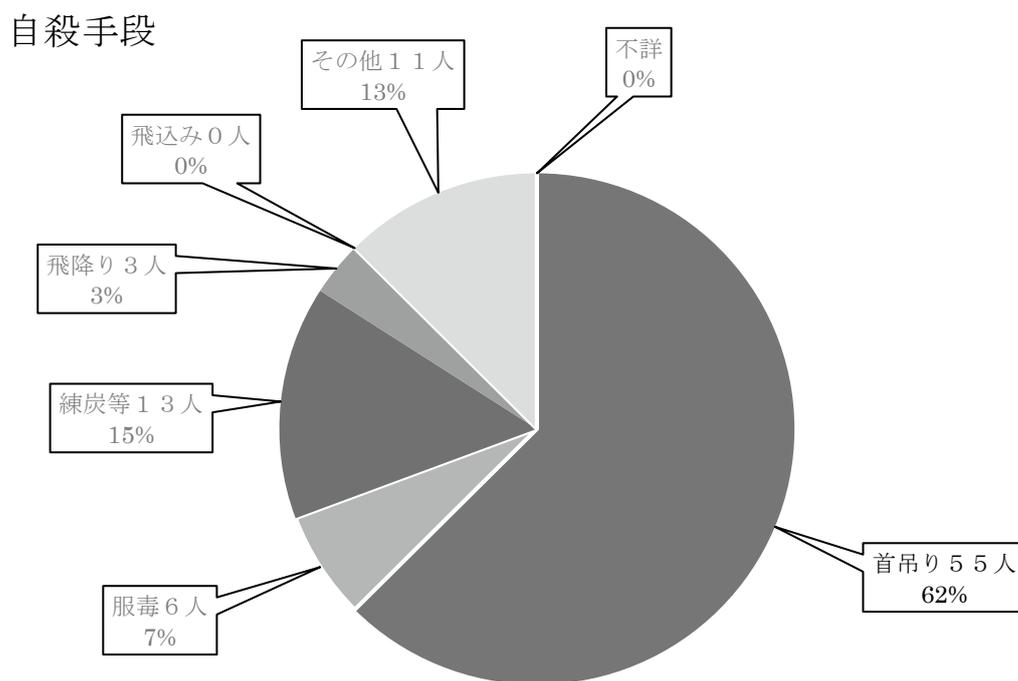
（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

自殺の場所としては、自宅49人（56%）が最も多く、次いで乗り物が14人（16%）となっています。

## 9 手段（平成21年～29年）

単位（人）

自殺の手段	首吊り	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳	計
総数	55	6	13	3	0	11	0	88



（厚労省・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より）

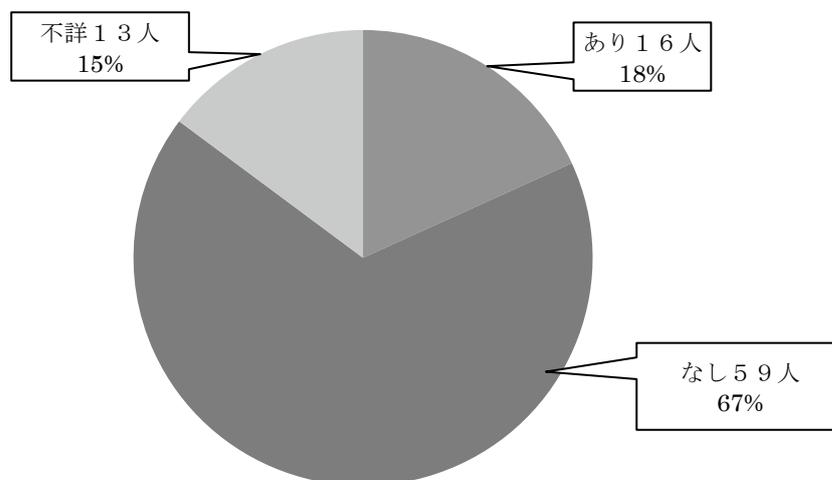
自殺の手段としては、首吊りが55人（62%）と最も多く、次いで練炭等13人（15%）、服毒6人（7%）となっています。

## 10 未遂歴の有無（平成 21 年～29 年）

単位（人）

自殺未遂の歴	あり	なし	不詳	計
総数	16	59	13	88

未遂歴の有無



未遂歴に関しては、ない方が59人（67%）、ある方が16人（18%）となっています。自殺未遂をした人へのケアが重要です。

## 第3章 自殺対策の方向性

本市では自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策推進のための「基本理念」及び「基本的な考え方」を定め、それに基づいて「基本目標」を達成するために5つの施策体系からなる取組みを実施します。

### ★★★基本理念★★★

誰も自殺に追い込まれることのない「笑顔あふれる人吉」の実現を目指す

#### ○計画期間

平成31年度（2019年度）から  
2023年度まで

#### ○目標 2026年度までに自殺死亡率を

**13.0以下**に減少させる。

※最終的には自殺者0人を目指します！

#### ○基本的な考え方

##### (1) 自殺の現状に対する認識

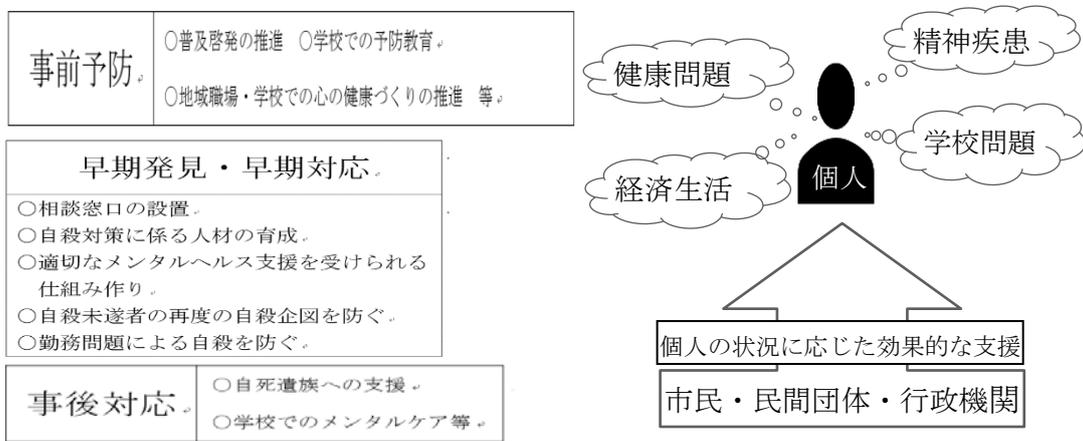
- ①自殺は、その多くが追い込まれた末におこるものです。
- ②自殺者数は減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いています。

##### (2) 取組みについての考え方

- ①自殺率の高い50歳代及び高齢者に対し社会的な要因を踏まえ、総合的に取組みます。
- ②自殺の予防・事後等、段階的に応じた施策を行います。
- ③自殺の事前対応の取組みを実施します。
- ④市民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取組みます。
- ⑤自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みをします。

#### ○自殺対策の取組み

社会的な問題として環境整備を進め、個人の状況に応じた効果的な支援を行う。



## 1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「笑顔あふれる人吉」の実現を目指す

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

## 2 基本的な考え方

### (1) 自殺の現状に対する認識

①自殺は、その多くが追い込まれた末におこるものです。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。

②自殺者数は減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いています

人吉市は、毎年約10人が自ら命を絶たれており、憂慮すべき状況が続いています。

### (2) 取組みについての考え方

①自殺率の高い50歳代及び高齢者に対し、社会的な要因も踏まえ、総合的に取組みます。

自殺は、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因を含む様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけも必要で、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取組みます。

②段階に応じた施策を行います。

自殺対策は、事前予防、自殺発生の危機対応、事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があり、段階ごとに効果的な施策を行います。

### ③自殺の事前対応の取り組みを実施します。

困難やストレスに直面した時の対処方法を身につけることへの支援及びつらい時や苦しいときには助けを求めてもよいということ、また、その求め方を学ぶ教育を実施します。

### ④市民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組みます。

現在の社会では誰もが心の健康を損なう可能性があり、市民一人ひとりが、心の健康問題の重要性を認識するとともに、自らの心の不調に気づき、適切に対処できるようにすることが重要です。また、自殺を考えている人が発するサインに早く気づき、専門機関等につなぐことも重要で、身近な方の果たす役割には大きいものがあります。このため、市民一人ひとりが、自殺予防の担い手となるよう、いろいろな形でのゲートキーパーの養成や心の健康に関する普及啓発等に取り組んでいきます。

### ⑤自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みをします。

市民に対し命の大切さの理解を深めるとともに悩みを抱えたときに、気軽に心の健康問題の相談機関を利用できるよう、自殺やうつ等に対する正しい知識の普及啓発の取り組みを進めます。

## 3 目標

**2026年度までに自殺死亡率を13.0以下（平成27年度（2015年度）と比べて50.4%以上減少）に減少させる。**

**※最終的には自殺者数0人を目指します！**

※本市は、現在、自殺死亡率が全国及び熊本県の平均より高い水準にあるため、その水準に落とすことを目指しています。

このことから、国及び県が2026年度までに目指す目標数値（13.0）を具体的な一つの数値目標（指標）としています。

本市の数値目標は次のとおりです。

人吉市の数値目標

人吉市	平成 27 年 〈2015〉 (基準)	平成 28 年 〈2016〉 (現状)	7年間	2023 年 (計画最終年)	3年間	2026 年 (目標)
	自殺死亡率	26.2		23.6		16.2
自殺者数	9	8	5	4		

10年間  
50.4%以上減少

なお、目標が達成された場合は、数値目標を見直すものとします。

(参考)

- 1 国の数値目標 2026年までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる

国	平成 27 年 〈2015〉 (基準)	平成 28 年 〈2016〉 (現状)	10年間	2026 年 (目標)
自殺死亡率	18.5	16.8		30%以上減少
自殺者数	23,152	21,017		16,206

- 2 県の数値目標 2026年までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて34.7%以上減少させる

熊本県	平成 27 年 〈2015〉 (基準)	平成 28 年 〈2016〉 (現状)	6年間	2022 年 (計画最終年)	4年間	2026 年 (目標)
	自殺死亡率	19.9	18.2	20.6%以上減少	15.8	34.7%以上減少

※ 本県の目標値を自殺者数に換算した場合

熊本県	平成 27 年 〈2015〉 (基準)	平成 28 年 〈2016〉 (現状)	6年間	2022 年 (計画最終年)	4年間	2026 年 (目標)
	自殺者数	353	321		280	

## 4 施策体系

国の自殺総合対策大綱や第2期熊本県自殺対策推進計画における基本理念及び基本的な考え方を踏まえ、目標を達成するために民間団体と行政機関等が連携して、次の体系に基づく自殺対策の取組みを推進します。



## 第4章 自殺対策の取組み

### 1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうること」です。その場合に「誰かに助けを求めること」が重要になってきます。

このことを市民に広く理解してもらい、悩みを抱えた時に気軽に相談機関を利用できるよう、自殺やうつ等について正しい知識を普及啓発し、相談機関の周知に取組みます。

#### ○主な取組み

##### (1) 自殺予防週間等の普及啓発

**重点**

自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）等のあらゆる機会に普及啓発活動を行い、自殺の防止等に関する市民の理解の促進を図ります。

##### (2) 児童生徒の「命を大切にすることを育む」教育の充実

子どもの「命を大切にすることを育む」社会的な取組みとして進めていくために、子どもに関わる関係者に研修会等を実施し、命の大切さに関する意識を児童生徒一人ひとりが持てるよう、知識の普及に取組みます。

##### (3) 心の健康に関する知識の普及啓発

心の健康に関する講演会等を実施し、パンフレットの配布及び「広報ひとよし」、ホームページ等を通じ、また、相談者本人や家族等からの話に耳を傾け、正しい知識の普及啓発に取組みます。

### 2 自殺対策に係わる人材育成

市民一人ひとりが、自殺やうつ等について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関につなぎ、見守りを行うことができる人材を育成します。

## ○主な取組み

### (1) 様々な分野での自殺予防ゲートキーパー\*の養成 **重点**

市民の支援に携わる人々を対象としたゲートキーパー養成のための研修を行い、自殺の基礎知識や自殺に傾いた人への対応と適切な機関につなぐための知識・スキルを修得し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る人材を養成します。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと（厚生労働省 HP より引用）

### (2) 各分野別での研修会の実施

市民と接する機会が多い地域活動のリーダーやボランティアの方々に対して自殺や心の健康に関する研修会を実施し、自殺の兆候の早期発見や適切かつ迅速な対応ができる人材を増やします。

## 3 自殺リスクの低減

関係機関・団体等がそれぞれの分野において、相談窓口を設置し、個人からの相談に対し、その状況に応じた対応を行い、自殺リスクを減らす取組みを実施します。

## ○主な取組み

### (1) 総合的な自殺対策の相談窓口の設置と情報発信

悩みを抱える方が適切な助言を受けるための機会の拡大を図ります。

### (2) 状況に応じた相談窓口の充実

- ①多重債務相談窓口の充実
- ②失業者・休職者向けのメンタル相談対応
- ③商工関係事業者の経営相談の実施
- ④法律相談窓口の充実
- ⑤認知症の人やその家族を支援する相談窓口の充実
- ⑥ひきこもりへの支援の充実
- ⑦生活困窮者の自立相談支援窓口の充実
- ⑧妊産婦への支援の充実
- ⑨心身の健康に関する相談窓口の充実

## 4 子ども、若者の自殺対策の推進

子ども・若者の心の健康の保持や増進、困難やストレスに直面した時の対処方法を身につけることへの支援をします。

### ○主な取組み

#### (1) 子どもの「心のきずなを深める」取組み

**重点**

家庭・地域・学校が連携し、児童生徒同士・児童生徒と教職員・保護者や地域住民との「心のきずな」を深め、いじめを許さない学校・学級づくりを目指して、いじめの未然防止に重点を置いた取組みを実施します。

#### (2) SOSの出し方に関する教育の推進

小中学校における定期的な個別の教育相談の実施や、ストレス対処教育に係る指導プログラムを実施し、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法の学習に取り組めます。

また、SNS等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、情報モラル教育の充実を図ります。

#### (3) 学生・生徒等への支援の充実

スクールカウンセラー又は、スクールソーシャルワーカー等による児童生徒、保護者に対する教育相談、生活困窮世帯への支援を実施します。

#### (4) 若者への支援の充実

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を実施します。

## 5 県その他の関係機関等との連携

自殺対策を進めるに当たり、熊本県や民間団体との連携は必要不可欠です。本市単独では実施困難な事業もあり、県や民間団体等が実施している事業を活用したり連携したりすることで、より活発に取り組むことができます。

### ○主な取組み

#### ・地域における連携

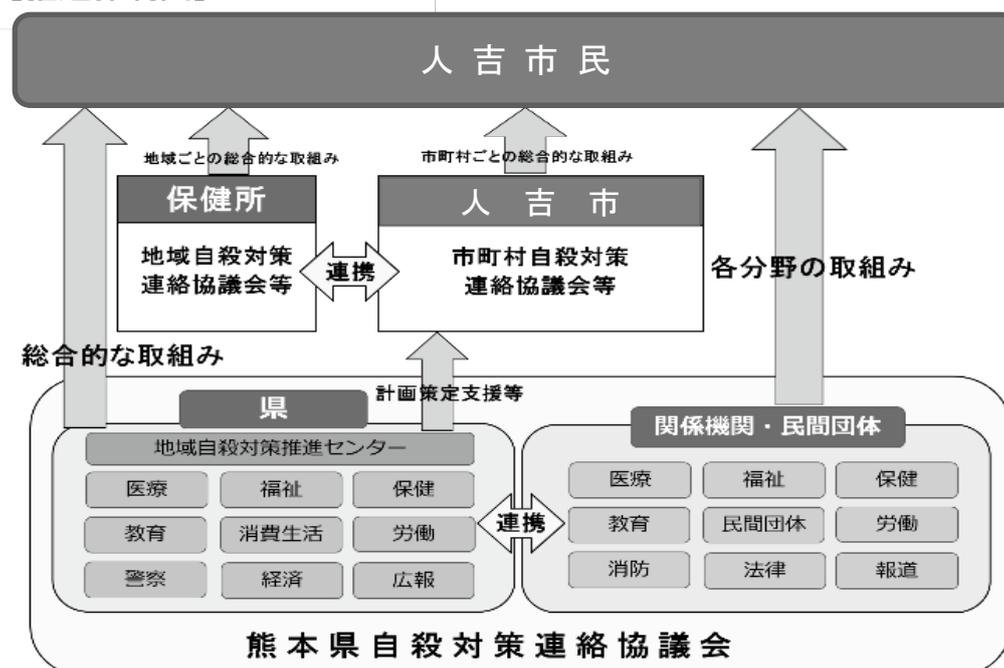
熊本県自殺対策連絡協議会、人吉球磨地域精神保健福祉連絡協議会等で、地域における自殺対策の具体的な取組み等について協議し、連携の中で実情にあわせて取組みます。

## 第5章 推進体制

### 1 推進体制

心の健康づくり自殺対策の推進のためには、市民一人ひとり、関係団体及び行政が連携協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画の推進のために庁内全体で横断的に取り組む体制作りも必要です。実施状況を評価しながら実情に応じた施策を推進していきます。

【推進体制図】



## 第4章 自殺対策の取組み(生きる支援に関連する事業)

### 課としての取組み

部	課	施策	事業	事業内容
総務部	自治振興課	普及啓発	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行います。講演会等の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する取組みを行います。
		人材育成	出前講座事業	双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる事業であり、「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組み」等を、トーク事業のメニューに加え住民へ啓発していきます。
		人材育成	地域活動振興事務及びコミュニティづくりの推進	町内会等の場で、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となるよう、自殺対策に関する講演や講習会を行います。
		人材育成	男女共同参画計画推進事業	若年者を対象にデートDVに関する講演会実施し、DVの発生を未然に防ぐ取組みやDVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV防止庁内連絡会議を開催します。  DV防止に関するリーフレットを作成し、公共施設や商業施設等に配布する等の取組みを行います。
	総務課	人材育成	職員研修	職員研修の一つとして、職員及び住民の「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の育成」を目指し実施いたします。
企画政策部	企画課	普及啓発	情報共有推進事業	総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する等自殺対策の啓発をいたします。ホームページやSNSによる情報発信・新聞・テレビなどの媒体による情報伝達・広報誌等の編集・発行を行います。
		普及啓発	ひとよし未来会議	自殺を防ぐために地域ができることをテーマとした市民参加による対話を行います。

部	課	施策	事業	事業内容
市民部	市民課	リスク低減	心配ごと・無料法律相談会	人吉・球磨10市町村を毎月巡回する無料法律相談会を開催することで、不安軽減及び悩みの早期解決に努めます。
		リスク低減	消費生活なんでも相談会	人吉・球磨地域を対象とした特別生活相談会を開催します。年末年始を前に、内外関係機関と連携し、相談窓口のワンストップ化を図り、相談対応は弁護士、司法書士、臨床心理士、行政相談委員、社協職員、消費生活相談員、ハローワーク、ジョブカフェ、若者サポートステーション職員が行う等、住民の不安軽減及び悩みの早期解決に努めます。
	保険年金課	リスク低減	重複・頻回受診者訪問指導事業	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。その際、悩みの早期発見に努め、必要時、関係機関に繋がります。
	納税課	リスク低減	関係各課との連携による納税相談	相談者の情報を的確に関係各課へ繋げ、生活の再建を図り滞納問題の改善を図り、悩みの軽減に努めます。
健康福祉部	福祉課	リスク低減	民生委員・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を行い、地域住民の不安軽減に努めます。
		リスク低減	地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの児童やその保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供し子育ての悩み解決をはかります。
		子ども若者対策	子ども・子育て相談及び情報提供	子どもと家庭に関する総合相談及び情報を提供し、悩み解決に向け取り組みます。
		リスク低減	養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業の実施及び関係機関からの連絡・通報により把握され、養育支援が特に必要と認められる家庭への専門的相談・支援活動を行い、養育状況の改善に向けて取り組みます。
		リスク低減	女性福祉に係る相談及び情報提供	DV被害者等女性に関する総合相談及び情報提供を実施します。
		人材育成	ゲートキーパー養成事業	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。
		人材育成	障害者手話奉仕養成研修事業	聴覚障害者の心に寄り添い、生活する上での困り感の軽減につながるよう、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度、日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

部	課	施策	事業	事業内容
健康福祉部	高齢者支援課	リスク低減	介護相談員派遣事業	施設等の入所者とその家族、介護従事者等の悩みごとや介護保険等に関する諸問題の相談を実施します。
		人材育成	認知症サポーター養成講座	認知症の方々が排除されることなく、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目的とし、認知症に関する正しい知識を持ち認知症の人やその家族の応援者となるサポーターを養成します。
		リスク低減	地域包括支援センター運営	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心・安全に生活できるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進する中核拠点として運営します。
		リスク低減	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集まり、日頃の悩みなどを話し合いながら交流し、心身の負担の軽減や休息、情報交換ができる場づくりを支援します。
		リスク低減	介護者家族会	介護従事者(家族)が日ごろの悩み解消や情報交換、リフレッシュできる場として、現従事者及び過去の従事者が集う会を月1回開催します。
		リスク低減	高齢者への総合相談事業	高齢者に対してどのような支援が必要かを把握し、必要な制度利用へつなげるため、初期段階の相談対応を行います。
		普及啓発	シニアいきいき講座	65歳以上の高齢者を対象に「生きがいづくり」を目標として趣味、文化活動、健康づくり関連等の講座を開催します。
		人材育成	介護予防サポーター養成講座	地域住民を対象に、介護予防運動の指導者養成講座を開催することで、町内会等各地区単位で実施している介護予防デイサロンを指導できる人材を育成します。
		人材育成	男の生き方塾	地域に居住する65歳以上の男性を対象に、運動講座 や栄養講座等を行います。

部	課	施策	事業	事業内容
健康福祉部	保健センター	普及啓発	心の健康に関する出前講座	心の健康について、依頼のあった団体等へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図ります。
		リスク低減	精神保健相談、重複多受診者訪問、生活習慣予防保健指導等	健診、訪問、保健指導を行う際、状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぎます。
		リスク低減	精神保健(アルコール等依存症関係)	飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関と連携し支援に結びつけます。
		リスク低減	母子保健事業及び子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付、新生児訪問、乳児全戸訪問、乳幼児健診、育児相談、各種相談等を行う際、母親の子育て及び健康状態の聞き取り及び把握をし、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等、自殺予防に取組みます。
		子ども若者対策	思春期保健事業	市内中学2年生を対象に、学校とのタイアップで思春期教室を実施します。思春期の時期に、性に対する正しい知識を得てお互いを尊重する意識を持つことで、望まない妊娠、若年妊婦や飛び込み出産等の防止につなげます。
経済部	商工振興課	普及啓発	生活安定対策事業(若年者の就労相談)	若者サポートステーション(サポステ)等の事業及びジョブカフェなどの情報を市広報、HP、FB等で周知します。
		リスク低減	中小企業資金融資	制度融資、中小企業信用保証料補給金、中小企業不況対策資金利子補給金、セーフティネット申請等の相談を実施し、適切な支援、悩みの軽減に努めます。
		リスク低減	起業創業中小企業支援事業(人吉しごとサポートセンター)	起業・創業者だけでなく、市内の個人・小中規模の事業所の様々な経営課題に対して、相談者各々に一対一で対応する伴走型の支援を行い、悩み解決に向け取組みます。
建設部	管理課	リスク低減	市営住宅管理事務事業	市営住宅入居者や入居希望者のうち、生活上の問題を抱えている方に対して相談窓口設置し、状況を把握し、悩み解決に向け取組みます。
		人材育成	市営住宅家賃滞納整理事務事業	ゲートキーパーの研修を受講することにより、市営住宅の入居者の家賃滞納者が困りごとを抱えている可能性がある場合等に必要に応じて、相談窓口を紹介します。
水道局	上水道課	リスク低減	水道料金徴収事務	料金徴収事務滞納整理における支払交渉の中で、生活困難な状況が見受けられる場合は、適切な支援先や相談窓口を紹介します。

部	課	施策	事業	事業内容
教 育 部	学 校 教 育 課	リスク低減	学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。
		子ども若者対策	学校職員ストレスチェック事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を行い、必要時関係機関との連携を行う等、自殺予防の取り組みを行います。
		子ども若者対策	いじめ防止対策事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談を実施します。
		子ども若者対策	教育相談(いじめ含む)	社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、相談事業を実施します。
		子ども若者対策	スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。
		子ども若者対策	不登校児童生徒支援事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携を図ります。
		普及啓発	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行い、自殺予防としての取り組みを行います。
	社 会 教 育 課	普及啓発	家庭教育事業	学校や保育園等における家庭教育学級の開設、校区公民館を核とした「家庭教育講座」の充実、社会教育委員会にて「家庭教育講演会」を開催し、自殺予防に繋がる取り組みとして実施いたします。
		リスク低減	家庭教育電話相談事業	家庭における子どもの育て方や躾に関する悩みや相談に社会教育指導員が電話で相談に応じます。

## 資料編

- 1 策定経過
- 2 人吉市地域福祉計画推進委員会名簿
- 3 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例等
- 4 計画素案に対する意見公募（パブリックコメント）

## 1 策定経過

年	月 日	事 項
平成30年	8月3日	係内会議(計画スケジュール及び内容共有)
	9月4日	健康福祉部会にて計画書策定取組についての説明実施
	9月15日～ 10月15日	庁内関連事業の把握実施。事業担当課へのヒアリングを実施
	11月5日	第2回人吉市地域福祉計画推進委員会(素案等について)
	11月13日	政策審議会
平成31年	1月7日～ 1月21日	素案の公表・パブリックコメント
	1月29日	第3回人吉市地域福祉計画推進委員会(審議)
	2月1日(予定)	行政経営会議
	3月	人吉市自殺対策計画策定予定

## 2 人吉市地域福祉計画推進委員会 委員名簿 (敬称略)

	委員名	所属または団体等	役職	備考
1	才尾 弘太郎	人吉市校区社協連絡協議会	会 長	会長
2	宮本 稔也	熊本県司法書士会	司法書士	
3	原口 英一	人吉市町内会長嘱託員連合会	理 事	
4	笹山 欣悟	人吉市子ども会育成連絡協議会	会 長	
5	松村 太	人吉市PTA連絡協議会	人吉市立第2中学校PTA会長	
6	中村 雅孝	人吉市校区公民館長連絡協議会	会 長	副会長
7	宮山 賢	人吉市消防団	第一方面隊長	
8	大瀬 彦一	人吉市民生委員児童委員協議会	副会長	
9	松川 勲	人吉市くらし見守り相談員連絡協議会	会 長	
10	宮原 芳子	人吉市ボランティア連絡協議会	理 事	
11	三倉 重成	人吉市老人クラブ連合会	会 長	
12	本村 令斗	人吉市健康推進委員会	理 事	
13	町田 美治	球磨圏域介護支援専門員協会	事務局(研修部)	
14	田中 哲晃	人吉球磨障がい者総合支援協議会	相談支援専門員	
15	平山 猛	人吉市保育園連盟	園長研修部長	

### 3 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例等

#### ○人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例

平成23年6月30日

条例第12号

改正 平成26年3月25日条例第15号

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による人吉市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、全ての人が生きがいをもって、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのまちづくりを推進するため、人吉市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。(平26条例15・一部改正)

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更に関することについて審議し、市長に答申するものとする。

2 委員会は、計画の推進に関することについて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。(平26条例15・全改)

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 地域関係団体の代表者
- (2) 健康福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験等を有するもののうち、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (構成)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○人吉市地域福祉推進会議設置規程

平成23年12月9日

訓令第12号

改正 平成25年3月29日訓令第3号

平成27年12月1日訓令第12号

(設置)

第1条 全ての人が生きがいをもって、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのまちづくりを推進するため、人吉市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 人吉市地域福祉計画の進行管理に関する事。
- (2) 地域福祉施策の全庁的な企画及び推進に関する事。
- (3) 地域福祉施策の総合調整に関する事。
- (4) その他地域福祉の推進に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成25年訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第12号)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平25訓令3・平27訓令12・一部改正)

総務課長、自治振興課長、防災安全課長、市民課長、環境課長、保険年金課長、納税課長、福祉課長、高齢者支援課長、保健センター所長、商工振興課長、管理課長、上水道課長、学校教育課長、社会教育課長
--

#### 4 計画素案に対する意見公募（パブリックコメント）

##### 意見公募実施の概要

###### （1）目的

第1期人吉市自殺対策計画（素案）に対して、幅広く市民の意見を反映させるため、素案の内容を市民に公表し、意見を募集するもの。

###### （2）応募対象

- ①人吉市内に在住、勤務、在学している方
- ②人吉市内に事務所・事業所をお持ちの方

###### （3）募集期間

平成31年1月7日（月）から平成31年1月21日（月）まで

###### （4）意見募集方法

- ・投函箱に投函（意見書用紙と箱を設置）
- ・電子メール（意見書の様式を市ホームページに掲載）
- ・郵送、Fax

※人吉市自殺対策計画（素案）に対する意見に限る。

※意見書の様式は自由とし、住所・氏名・意見を必須記入事項とする。匿名の場合は受付しない。

※電話での意見は受付しない。

###### （5）応募箱設置場所：人吉市役所仮本庁舎（カルチャーパレス）玄関ロビー

人吉市役所第1別館（西間別館）正面玄関

市内各コミュニティーセンター

###### （6）計画素案の閲覧方法

- ・市ホームページに掲載
- ・市内各コミセンにて閲覧可能
- ・市役所カルチャーパレス仮本庁舎、市役所西間別館にて閲覧可能

###### （7）募集結果

提出された意見はありませんでした。





# 第1期人吉市自殺対策計画

《事務局》人吉市 健康福祉部福祉課 障がい者支援係

